

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成28年3月31日

徳島市監査委員	久米川 文 男
同	工 藤 誠 介
同	加 村 祐 志
同	齋 藤 智 彦

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

- 1 監査対象団体 徳島東部地域体験観光市町村連絡協議会（財政援助団体）
- 2 対象期間等 平成27年4月1日から12月31日までに執行した財政援助に係る出納その他の事務
- 3 監査対象団体の概要
 - (1) 目的 徳島東部地域の隣接する周辺市町村が連携して、広域での資源を活用した体験、食材グルメ等による長期滞在型観光メニューを開発し、観光活性化を図ることとし、市町村間の交流人口を拡大させることで、観光客誘致促進及び地域経済の振興につなげることを目的とする。
 - (2) 設立年月日 平成22年5月26日
 - (3) 事務所 徳島市幸町2丁目5番地
 - (4) 職員数 常勤職員4人（正規職員4人）
 - (5) 徳島市補助金

平成27年度予算額	7,300,000円
12月末現在交付済額	7,300,000円

第2 監査の実施期間

平成28年1月18日から3月28日まで

第3 監査の方法

財政援助に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、あらかじめ様式を定めて必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

第4 監査の結果

徳島東部地域体験観光市町村連絡協議会における財政援助に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていた。

なお、軽易な指摘事項については、口頭により所管部に対し団体への適切な指導を求めた。